

## 警報発令及び公共交通機関運休に伴う授業変更について

悪天候時の警報発令時または公共交通機関運休時は、次の通り授業時程を変更します。

### 1 警報発令の場合

基準の時刻	対象地区と警報の種類	変更内容
午前6時00分	「東京23区西部」に 「暴風警報」、「暴風雪警報」または 「特別警報」が発令されている場合	1、2時間目は自宅学習とし、 3時間目から授業を実施する。
午前8時30分	「東京23区西部」に 「暴風警報」、「暴風雪警報」または 「特別警報」が発令されている場合	午前中は自宅学習とし、 5時間目から授業を実施する。
午前11時00分	「東京23区西部」に 「暴風警報」、「暴風雪警報」または 「特別警報」が発令されている場合	全日、自宅学習とする。 (登校禁止)

※気象庁が発表した警報に基づく。

### 2 公共交通機関運休の場合

基準の時刻	対象路線	対応
午前6時00分	「井の頭線」が運休している場合	1、2時間目は自宅学習とし、 3時間目から授業を実施する。
午前8時30分	「井の頭線」が運休している場合	午前中は自宅学習とし、 5時間目から授業を実施する。
午前11時00分	「井の頭線」が運休している場合	全日、自宅学習とする。 (登校禁止)

#### 【注意事項】

- 上記の対応以外で、居住地や通学経路の気象状況や交通機関運休状況により安全が確保できない場合は、保護者の判断により登校を見合わせてください。
- 警報解除後も交通機関の混乱等が予想されるので、安全に配慮し、無理のないように登校してください。
- 上記の対応によらない場合や、通常の登校時間が異なる場合については、別途連絡します。
- 気象状況や交通機関運休状況等による遅刻・欠席については、出席扱いとします。